

食品安全委員会第 322 回 会合議事録

1 . 日時 平成 22 年 3 月 4 日 (木) 13:59 ~ 14:51

2 . 場所 食品安全委員会大会議室

3 . 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明
について

・ 農薬 4 品目 (から はポジティブリスト制度関連)

マンジプロパミド ピリミカーブ フルロキシピル

ホスメット

(厚生労働省からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・ 「ピコリナフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

・ 添加物「ブチルアミン」に係る食品健康影響評価について

・ 農薬「メトミノストロピン」に係る食品健康影響評価について

・ 動物用医薬品「メベンダゾール」に係る食品健康影響評価について

(4) 平成 20 年度及び平成 21 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について

(5) 食品安全委員会の 2 月の運営について

(6) 食品による窒息事故に係る食品健康影響評価に関する資料について

(消費者庁からの説明)

(7) その他

4 . 出席者

(委員)

小泉委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、見上委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 依木基準審査課長

消費者庁 山田企画官

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

資料1 - 1 食品健康影響評価について

資料1 - 2 「マンジプロパミド」、「ピリミカーブ」、「フルロキシピル」及び「ホスメット」
の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

資料2 農薬専門調査会における審議結果について ピコリナフェン

資料3 - 1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について プチルアミン

資料3 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について メトミノストロピン

資料3 - 3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について メベンダゾー
ル

資料4 平成20年度及び平成21年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果に
ついて

資料5 食品安全委員会の2月の運営について

資料6 食品健康影響評価に係る追加情報について

6. 議事内容

小泉委員長 それでは、おそろいようですので、ただ今から第322回食品安全委員会会合を開
催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から俵木基準審査課長に御出席いただいております。

なお、後ほど、消費者庁から野村消費者安全課長及び山田企画官に御出席いただく予定になっ
ております。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会(第322回会合)議事次第」に従いまして、本
日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第のほかに、資料 1 - 1 「食品健康影響評価について」。厚生労働大臣の判子が付いたものです。

資料 1 - 2 は、その関連の資料でございます。

資料 2 「農薬専門調査会における審議結果について」。

資料 3 - 1 「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 - 2 「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 - 3 「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 「平成 20 年度及び平成 21 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について」。

資料 5 「食品安全委員会の 2 月の運営について」。

資料 6 「食品健康影響評価に係る追加情報について」という消費者庁の判子が付いたものでございます。

資料の過不足等ございませんでしょうか。

小泉委員長 よろしいですか。それでは、議事に移ります。

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明 について
--

小泉委員長 最初に、「(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

「資料 1 - 1 」にありますとおり、厚生労働大臣から 3 月 1 日付けで、農薬 4 品目につきまして、食品健康影響評価の要請がありました。

厚生労働省の依木基準審査課長から説明をお願いいたします。

依木基準審査課長 ありがとうございます。「資料 1 - 2 」でございます。今回、食品健康影響評価をお願いしますのは、マンジプロパミドを始め、ここの 1 ページ目に記載しました 4 剤でございます。各剤について簡単に御説明させていただきます。

1 枚めくっていただきまして、「マンジプロパミド」でございます。

本剤につきましては、農薬取締法に基づきます適用の拡大申請があったということで、基準値の設定の要請がありました。

また、併せて、インポートトレランスによる残留基準の設定要請がありまして、併せて検討する予定にしております。

本剤は殺菌剤でございます、マンデルアミド系の殺菌剤とされております。

我が国で農薬として登録されておまして、大豆、トマト等に適用作物が認められております。

今回、はくさいにつきましては、使用時期の変更、それからピーマンにつきましては、新たな適用作物の追加ということで適用の拡大申請があったというものでございます。

国際機関、海外での評価状況ですが、JMPR では既に ADI がこのように 0.2 mg / kg 体重 / 日ということで評価が行われております。国際基準も策定されておまして、諸外国では米国、EU、ニュージーランドに基準の設定がございます。

今回は、アメリカの基準を参照といたしまして、ホップについてのインポートトレランス要請があったということでございます。

本剤については、既に食品健康影響評価を一度いただいております、ADI が 0.05 mg / kg 体重 / 日といただいているものでございます。今回が 2 回目の御評価のお願いでございます。

次のピリミカーブでございますが、本剤はポジティブリスト制度導入時の暫定基準の見直しを順次進めている中での見直しをお願いでございます。

本剤は、カーバメート系の殺虫剤でございます、我が国での登録でございますが、既に 2002 年に登録が失効しております。

ただ、国際機関 JMPR では ADI 0.02 mg / kg 体重 / 日という評価が行われ、国際基準もございません。

また、諸外国ではオーストラリア、カナダ、EU、ニュージーランドで基準がございまして国際的にはまだ使用が行われていると承知しております。

食品安全委員会への食品健康影響評価につきましては、今回が初めてのお願いということでございます。

その次の「フルロキシピル」でございますが、これもポジティブリスト制度導入時の暫定基準の見直しを進めている一環でございます。

ピリジンカルボン酸系の除草剤でございます、我が国での登録はございません。JMPR での評価もまだ行われておりませんが、米国、オーストラリア、EU、ニュージーランドでは基準の設定があるということでございます。

本剤についても、初めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

最後に、4 剤目の「ホスメット」でございますが、これもポジティブリスト制度導入時の暫定基準についての見直しを進めている一環でございます。

有機リン系の殺虫剤でございます、本剤についても 2002 年に国内での登録が失効しております。

しかしながら、国際的にはまだ使用されていると承知しておりまして、JMPRでのADIは0.01 mg / kg 体重 / 日と評価されておりまして、国際基準もございますし、諸外国では、オーストラリア、カナダ、EU、ニュージーランドで基準がまだございます。

食品安全委員会での御評価は今回初めてお願いするものでございます。

最後のページでございますが、「別添2」として評価のお願いが、2回目以降になります剤についての追加データのリストでございます。

今、御説明しました4剤の一番初めの剤でございますが、マンジプロパミドにつきましては、作物残留試験のほかに、ラットでの急性経口毒性試験、それから遺伝毒性試験が提出されております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、何か御意見・御質問はございませんか。

よろしいですか。

それでは、ただ今、御説明いただいたもののうち、「マンジプロパミド」につきましては、食品安全委員会は既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、昨年10月8日付けの委員会決定の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たりまして試験成績が追加提出されておりますので、この委員会決定の1の(2)の規定によりまして、担当委員の廣瀬さんから、本品目に関しまして、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出されました資料に基づきまして、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて説明をお願いいたします。

廣瀬委員 ただ今の資料1-2の別添2にありますように、マンジプロパミドにつきましては、バレイショに特有の代謝物である代謝物Sというものをを用いたラットの急性経口毒性試験及び細菌を用いる復帰突然変異試験が作物残留試験に加えて、その成績が提出されておりまして、これらは既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えられます。

小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明によりまして、本件につきましては、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるというふうに認められるということですので。

したがって、本委員会としましては、専門調査会に調査審議させるものとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 それでは、その他の3品目を含めまして、今回説明のありました農薬4品目につきまして、農薬専門調査会において審議することといたします。

俵木課長、どうもありがとうございました。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「(2) 農薬専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。

まず、担当委員の廣瀬さんから説明をお願いいたします。

廣瀬委員 それでは、「資料2」の5ページに沿って説明いたします。

「ピコリナフェン」は、アリアルオキシピコリンアミド系の除草剤でありまして、カロチノイド生合成に関わる phytoene desaturase という酵素を阻害することによって、植物を白化させ、枯れさせるというものです。

今回、ポジティブリストの関係で、オーストラリアとカナダの資料を用いて評価書評価を行いました。

ピコリナフェン投与による影響といたしましては、ラット、マウス、イヌともに貧血及び貧血に伴う肝臓や脾臓の二次的な変化に加えまして、マウスでは肝細胞肥大、イヌでは甲状腺濾胞上皮の肥大、あるいは過形成などが認められました。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、遺伝毒性は認められませんでした。

各試験で得られました無毒性量あるいは最小毒性量の中で、最も小さい値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験における最小毒性量の50 ppmでありまして、この最小毒性量で認められました所見というものは、有意差のない体重増加抑制のみでした。

したがって、この所見は無毒性量に近いものと考えられましたので、追加の安全係数を2とすることで、安全は担保できると考えられました。

以上から、食品安全委員会農薬専門調査会は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の最小毒性量である1.4 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数200で割った0.007 mg/kg体重/日をADIと設定いたしました。

詳細は、事務局の方から説明をお願いします。

北條評価課長 それでは、私の方から補足の説明をさせていただきます。

まず、評価書（案）の3ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。

本農薬につきましては、国内の登録はございません。2005年のポジティブリスト制度導入に伴いまして暫定の残留基準値が設定されているものでございます。

今回の評価の要請につきましては、2007年12月、基本法24条2項に基づく評価の要請がございました。

「安全性に係る試験の概要」につきましては、7ページ以降にまとめられております。

今回の評価は、オーストラリア、カナダの評価書を基に、毒性に関する主な科学的知見が整理されております。

「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討されております。7ページの「表1」に記載がございますが、まず、吸収率につきましては、50ないし60%が吸収されるという結果でございます。

吸収されますと、肝臓、脂肪、腎臓に比較的高く分布をするという傾向のあるものでございます。

8ページの方には、代謝についての検討成績がまとめられておりますが、主要代謝反応はアミド結合の乖離、そのほか、水酸化などによる代謝と推定をされているところでございます。

9ページ以降に排泄に関する成績がまとめられております。

10ページの「表4」を御覧いただきたいと思います。そこには投与後48時間の尿、糞、それから胆汁中排泄率の一覧表がまとめられております。

標識体の標識部位によりまして若干成績が異なりますけれども、尿中への排泄あるいは胆汁中への排泄、それから糞中への排泄という成績がまとめられているところでございます。

いずれにしましても、本農薬につきましては、投与量あるいは標識の位置にかかわらず、速やかに吸収、排泄をされ、投与後48時間では90%以上が排泄されるという成績となっております。

12ページの方にまいりますと、「植物体内運命試験」の成績がまとめられておりますが、小麦を用いた試験成績によりますと、可食部への移行、穀粒への移行はわずかであるということございまして、主要代謝反応は、先ほどの動物と同じように、アミド結合の開裂ということになっております。

それから、「毒性試験」の成績につきましては、15ページ以降にまとめられております。廣瀬委員の方からも御紹介いただきましたが、具体的には、例えば、急性毒性試験のラットの試験成績につきましては「表8」にまとめられております。血液あるいは肝臓への影響が認められております。

17ページの「表9」、マウスの試験成績によりますと、脾臓への影響も認められる。あるいは「表10」のイヌの成績でございますが、イヌにおきましては、甲状腺への影響が認められるという結果

となっております。

それから、「発がん性試験」の成績につきましては 19 ページ以降にまとめられておりますが、ラットを用いた試験あるいはマウスを用いた試験、いずれの試験におきましても発がん性は認められておりません。

それから、20 ページ以降に、「生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。ラットを用いました 2 世代繁殖試験の結果では繁殖能に対する影響は認められておりせん。

それから、催奇形性に関する試験、発生毒性試験の成績でございますが、ラットを用いた試験では催奇形性に関する所見というものは認められておりません。

ウサギを用いました試験でございますが、この中では、胸骨分節の癒合を有する胎児の頻度が増加をした所見はございましたけれども、腹単位の集計では有意差は認められておらず、背景値の範囲内であるということで、この変異は、同群で認められた母動物に対する二次的な変化と考えられたと考察されているところでございます。

それから、22 ページには「遺伝毒性試験」の成績がまとめられておりますが、すべて陰性ということで、ピコリナフェンについては、遺伝毒性がないものと考えられたという結果となっております。

最終的な評価につきましては、23 ページにまとめられております。ADI につきましては、廣瀬委員から御紹介がございましたように、イヌの慢性毒性試験の成績を基にいたしまして、安全係数 200 を用いた ADI といたしまして、0.007 mg / kg 体重 / 日と設定をするという結論になっております。

本評価書（案）につきましては、本日、委員会終了後、4 月 2 日までの 30 日間、国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問はございませんか。

それでは、本件につきましては意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

小泉委員長 次の議事に移ります。

「(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。

添加物 1 品目、農薬 1 品目及び動物用医薬品 1 品目に関する食品健康影響評価につきましては、

専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

まず、添加物 1 品目につきまして、事務局から説明してください。

北條評価課長 「資料 3 - 1」に基づいて御説明いたします。添加物「ブチルアミン」の評価書でございます。

2 ページの「審議の経緯」にございますように、本添加物につきましては、2009 年 9 月、厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請がございました。

評価書(案)につきましては、昨年の 11 月 26 日から 12 月 25 日まで国民からの御意見・情報の募集が行われました。

最後の紙に「参考」としてまとめられておりますが、1 通御意見をいただいております。ブチルアミンにつきましては、日本薬局方の試薬・試液では、「n-ブチルアミン」とされているということ。

それから、農薬にございます「セカンダリーブチルアミン」(sec-ブチルアミン)と容易に区別できるように別名として、「n-ブチルアミン」あるいは英名の欄に「n-Butylamine」と記載していただきたいという御意見でございます。

御指摘を踏まえまして、英名の方に「n-Butylamine」を追記させていただきます。

したがしまして、最後のページに記載がございますように、御意見を踏まえまして評価書について、英名の部分の欄に「n-Butylamine」を追加することで対応をしたいと考えております。

なお、基本的な評価の内容については変更ございませんので、修正をした上で関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問はございますか。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 では、続きまして、農薬 1 品目について、事務局から説明をお願いいたします。

北條評価課長 「資料3 - 2」に基づいて御説明いたします。

本農薬（メトミノストピン）でございますが、3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、今回の評価の要請につきましては、2008年10月でございますが、農林水産省より厚生労働省へ魚介類に対します基準値の設定の依頼がございまして、これによりまして、厚生労働省より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

評価書（案）につきましては、本年の1月14日より2月12日まで、国民からの御意見・情報の募集を行いました。

結果でございますが、最後のページに記載のとおり、期間中に御意見・情報はございませんでしたので、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

小泉委員長 それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「メトミノストロピンの一日摂取許容量を0.016 mg / kg 体重 / 日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

では、続きまして、動物用医薬品1品目につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

北條評価課長 「資料3 - 3」に基づいて御説明いたします。

「メベンダゾール」につきましては、ヒト用の医薬品としての承認はございますが、我が国におきましては、動物用医薬品としての承認はございません。

3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、2005年11月でございますが、暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価の要請につきましては、2007年3月、基本法24条2項に基づく評価の要請が行われているところでございます。

評価書（案）につきましては、今年の1月14日より2月12日まで、国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

結果でございますが、最後のページに記載がございますように、期間中に、御意見・情報はございませんでした。

したがいまして、本評価書につきましては、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「メベンダゾールの一日摂取許容量を 0.0025 mg / kg 体重 / 日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4) 平成 20 年度及び平成 21 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について

小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「(4) 平成 20 年度及び平成 21 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について」です。

先日、食品健康影響評価技術研究運営委員会が開催されましたので、事務局から説明をお願いいたします。

酒井情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の「資料 4」に基づきまして御報告申し上げます。

食品健康影響評価技術研究のうち、2 年以上の実施期間を要する研究課題につきましては、1 年ごとに中間評価を行いまして、当該研究課題の翌年度への継続の要否、これを判断するというようにしております。

平成 20 年度及び平成 21 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果につきましては、2 月 24 日ですが、研究運営委員会第 34 回会合を開催いたしまして、結果を取りまとめております。

資料 4 は、その結果を整理したものでございます。表側に 20 年度、裏側に 21 年度に採択しました研究課題の中間評価結果を整理しております。

ここでは、個別の研究課題には触れませんが、平成 20 年度に採択いたしました 5 課題及び平成 21 年度に採択しました 6 課題、合わせて 11 課題につきましては、一部計画の修正はございますけれども、いずれも 22 年度へ継続と評価がされております。

本日、この中間評価の内容をお認めいただきましたならば、直ちに各主任研究者にこの結果を通知いたしまして、22 年度の具体的な委託額を決定し、委託契約を締結したいと考えております。

説明は、以上です。

小泉委員長 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、お願いいたします。

御意見はありませんか。これでよろしいですか。

それでは、平成 20 年度及び平成 21 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果につきましては、資料 4 のとおり決定するということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(5) 食品安全委員会の 2 月の運営について

小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「(5) 食品安全委員会の 2 月の運営について」です。事務局から報告してください。

西村総務課長 それでは、お手元の「資料 5」に従いまして、御報告申し上げます。

2 月の食品安全委員会の開催ですが、まず、2 月 4 日の委員会でございます。カナダ及び米国における食肉処理施設の現地査察結果についての報告がございました。また、BSE 対策に関する調査結果についても報告がございました。

それから、評価の要請が 5 品目、専門調査会における審議結果の報告が 2 品目ございました。

それから、自ら行う食品健康影響評価につきまして、アルミニウムとトランス脂肪酸について、自ら評価案件候補とすることとの理解の下に、意見・情報の募集手続に入ることが了承されております。

また、企画専門調査会に当面、調査審議を求める事項についての追加についても決定が行われております。

2 ページでございます。2 月 18 日の委員会では、リスク管理機関からの評価の要請が農薬 3 品目ほか、ここに記載しているとおりございました。

それから、専門調査会からの審議結果の報告として、合計 5 品目について報告がございました。

それから、評価の結果をリスク管理機関に通知したものが2品目ございました。

新たに毒性試験で得られたデータの解析に係る見解につきまして、遺伝子組換え食品等専門調査会での見解が報告され、これに関しまして、「ヒトの健康に悪影響を及ぼすことを示す新たな懸念はないと考えられる。」という形で、その見解が了承されているところでございます。

それから、食品安全モニター、「食の安全ダイヤル」についての報告がございました。

2月25日の委員会でございますが、評価の要請が新たに5品目、それから、専門調査会における審議結果の報告が3件。

そして、評価の結果をリスク管理機関に通知したのものとして、農薬が2品目、それから自ら評価についての1品目について、結果の通知がされることとなったところでございます。

専門調査会の運営ですが、企画専門調査会が2月16日に、添加物専門調査会が2月23日に、4ページですが、農薬専門調査会の確認評価第一部会が2月9日に、幹事会が12日に、確認評価第二部会が16日に、総合評価第一部会が22日にそれぞれ行われているところでございます。

動物用医薬品専門調査会が、2月24日に行われております。それから、器具・容器包装専門調査会の生殖発生毒性等に関するワーキンググループが、2月15日に開催されております。

また、5ページですが、微生物・ウイルス専門調査会が2月23日に、そして、プリオン専門調査会が2月10日、遺伝子組換え食品等専門調査会が2月8日、新開発食品専門調査会が2月10日にそれぞれ開催されております。

6ページでございますが、意見交換会といたしまして、群馬県、和歌山県、東京都でそれぞれワークショップとセミナーが開催されたところでございます。

7ページですけれども、リスクコミュニケーター育成講座（ファシリテーター型）が富山と静岡で、そして、インタープリター型が高知で開催されたところでございます。

そのほか、講師等の派遣が行われたというところでございます。

以上、御報告いたします。

小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございませんか。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

（6）食品による窒息事故に係る食品健康影響評価に関する資料について（消費者庁からの説明）

小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「(6) 食品による窒息事故に係る食品健康影響評価に関する資料について」です。

本件は、平成 21 年 4 月 27 日付けで内閣総理大臣から、「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性」について諮問がありましたが、その際に提出されました資料に関する消費者庁からの報告です。

先ほど、消費者庁の野村消費者安全課長に御出席いただく予定というふうにお伝えしましたが、所用で欠席されるようですので、山田企画官から御報告をお願いします。

山田企画官 消費者庁の山田でございます。野村の方なんでございますが、現在、移動中でございますので、申し訳ございません。間もなく到着するかと思います。

それでは、お手元にお配りしてございます「資料 6」でございます。消費者庁消費者安全課の方から食品安全委員会の事務局の評価課長様あてに、以前、お出しいたしましたこんにゃくゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について、当庁において精査により新たな情報を得ましたので、別紙のとおりお知らせするとともに、該当資料を更新の上、提出いたしますということで出させていただいております。

具体的に、資料を更新したところなんですけれども、3 ページ、それから 8 ページになります。

それぞれの箇所の御説明なんですけれども、まず、3 ページの方なんですけれども、一番下の行になります。「点線」がちょうど引っ掛かっている、次のページに行ってくださいけれども、東京消防庁の方でお調べになりました、食べ物をお口に詰まらせた救急事故の発生状況というところに、「なお書き」で追加情報を足らせていただいております。

多少、これを精査するに至りました経緯も含めまして御説明させていただきますと、1 月 13 日にこちらのワーキンググループの方で、一口当たりの窒息事故頻度というのをお示しいただいております。その頻度を示されるときに、ここに書いてございますリスクプロファイルの中の、我々どもが提出いたしました事故死亡の例と、後、こんにゃく入りゼリーの推定生産量というのを基に試算されたと聞いてございます。

その後、推定生産量の使い方が明確になったことと、一部のメーカーから我々のリスクプロファイルについて、意見をいただいたこともございまして、精査をした経緯がございます。

実際に、東京消防庁の資料の精査をいたしまして、ここは、当時、全体の窒息事故の発生状況までは分かっていたんですけれども、その中に、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の発生が含まれ、1 人の方が 2 歳以下であられたと、もう 1 人は 80 歳代の方であられて、これは東京消防庁のホームページに今、載っていますけれども、2 歳以下の方は重篤の症状であったというふう聞いてございます。

それが1つ目の修正点でございます。

2つ目の方の8ページの方でございます。「4 - 2 - 1」の「製造状況」のところでございます。

元の文が、4 - 2 - 1の中段くらいなんでございますけれども、農水省の方で、平成19年に調査したミニカップタイプのこんにゃくゼリーの販売額、約99億円から生産量を推計して、1万5,000トン程度というふうに推定いただいております。

農水省の方に確認いたしますと、この生産の推定に関しましては、当時、平成19年に農水省さんの方で把握されていた販売額、約99億円、これを当時の販売状況から重量当たりの単価を推計して大体1万5,000トンと推計されるというふうに伺っております。

今回、先ほど申しましたメーカーさんの方からお話ございましたのが、当時、そのメーカー単独の分でも1万5,000トン以上生産しており、それ以外の会社も何社かあったかということで、2万5,000から3万トンぐらい生産量はあったのではないかというようなお話をいただきました。

その経緯の中で、我々としても推定生産量の利用方法も明確になりましたし、先ほどの意見もいただきましたので、もう一度データを精査することにいたしました。

結論から申しますと、農林水産省のやり方も確認いたしますと、限定された条件下ではございますけれども、妥当性のある推定値だというふうに考えてございます。

その一方、一口タイプのゼリーの販売量、正にこの文に書いてあるところなんですけれども、一口タイプゼリーの販売量というのをマーケティング会社は調査して、データとしてまとめてございました。

それが2万1,600トンというふうに記述されてございまして、生産量よりはどれだけ人の口に入っているかという計算もされていますので、販売量という観点は重要な観点かと思い、2万1,600トンというのはここに追記させていただいております。

2万1,600トンというのは、一口タイプゼリー、要するに、こんにゃく入りゼリー以外も含めての話ということでしたので、そのこんにゃくゼリーがどのくらいの割合かということをいろいろ関係の方にヒアリングしまして、大体8割くらいかなということで、その下に、「なお、ミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーの販売量は約8割と推測される。」という旨を追記させていただくことにいたしました。

一応、マーケティング会社とかにもヒアリングをしまして、その会社はいろいろ個別の会社から聞き取ったものを積み上げているということで、一定の信頼性はあるものかと考えてそのように判断いたしました。

変更した部分は、以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

長尾委員 私もちよっとこの業界はよく分からないんですけども、出荷した量と、返品というのはあるんですか、返品があると数字が全然駄目になってしまうので。

山田企画官 要するに生産量と販売量と返品みたいなものの御関係ということかと思えます。我々も農林水産省に伺ったところによりますと、返品というのは通常あるものだそうです。ただ、こんにやく入りゼリーに関して言うと、いわゆる加工食品ですので、在庫量の変動とか流通ロスというのはそんなにないと、要はオーダーを受けて流したりするものですから、そんなに返品の数はないので、農林水産省がもともと生産量と販売量は、大体ニアリーイコールと考えていたのは、そういう意味での在庫量の変動とか流通ロスというのは、そんなに少ない食品ではないかというふうにこんにやく入りゼリーについては考えておられたということでございます。

長尾委員 そういう前提で、推計値というか、そういうものを出しているということですね。

山田企画官 はい。

小泉委員長 ほかの方、いかがですか。どうぞ。

野村委員 マーケティング会社による販売量の調査、これは例えば小売店とか、そういうところを調査したということですか。

山田企画官 マーケティング会社によると、小売店というよりは、主な製造メーカーのところに、出荷額等を聞かれて数量を積み上げられたというふうに伺っております。

野村委員 そうすると、販売量と出荷額というのは、通常は違うわけですね。

山田企画官 一応データの中では両方聞いています。出荷額も書かれておりますし販売量も書かれてございます。

小泉委員長 ほかの委員の方で、何か御意見がありましたらどうぞ。

畑江委員 8割と推定した根拠というのは、どこから来ているのでしょうか。

山田企画官 この8割なんですけど、基本的には、書籍自体には2万1,600と書かれてございまして、その数字を基にいろいろ関係者の方にヒアリングをさせていただいて、大体8割だという情報を得ております。

具体的にその情報をご提供いただいた方については、こちらの事務局の方にはこういうところから伺いましたということをお願いしておりますけれども、そちらの御意向で、できるだけ公の場で名前は差し控えてほしいということがございます。

畑江委員 それは信頼できる数字ということですね。

山田企画官 我々としては十分信頼できる数字だと思います。

畑江委員 それでも2,000トンぐらい違うけれども、それは誤差範囲なんですね。

山田企画官 2,000トン違うというのは。

畑江委員 1万5,000トンに対して、2万1,600トンの8割である1万7,300トンを比べるとその差は2,000トンですね。

山田企画官 そうですね。そこも聞いたんですけども、農林水産省の1万5,000トンというのも、ちょっと先ほどの説明のときには省略して御説明いたしましたが、いわゆる販売していた当時の重量当たりの単価というのをいろいろお調べになって前提に入れられているんですけども、当然単価にもいろいろ幅がございまして、ある仮定の下では1万5,000トンとは言っておられましたけれども、多少変動することはあり得るのではないかとことは言っておられましたので。

畑江委員 はい。

小泉委員長 どうぞ。

廣瀬委員 マーケティング会社のデータというのは、食品安全委員会でその結果を評価する際の資料として、提出される予定なんですか。

山田企画官 実際にマーケティング会社の生データの部分ということですね。

廣瀬委員 そうです。

山田企画官 済みません、そこを具体的に付けられるかどうかは、いろいろ販売している会社との掲載許可の問題等もございますので、少しこれから相談させていただきたいと思います。

廣瀬委員 できる限り信頼性を保つためにも、メーカー名を隠すなどをして是非提出していただきたいと思います。

山田企画官 分かりました。御検討させていただきたいと思います。

小泉委員長 よろしくお願ひします。ほかに、どうぞ。

見上委員 それと少し関係するんですけども、「参考6-2」と引用していますね。それで後ろの「参考」のところを見ますと、「6-2株式会社富士経済」と引用しています。一応ここに出てきている以上は、今は生データのお話ですけども、消費者庁としては何を考えてこれを出してきたんですか。

山田企画官 我々は当然その書籍を購入もいたしましたし、購入者としてデータ提供者に対していろいろヒアリングしますと、データを購入していただいているので御説明は可能とのお答えもいただいております。

そういうことで出典としては当然富士経済の便覧であるということまででは、全然御説明するのは問題ないんですけども、本自体この場でお出しすることは構わないんですけども、本の特性といいますか、無断に転載等は禁じますということが書かれていましたものですから、ちょっと出せる範囲が非常に限定的になっております。

見上委員 その辺がよく分からない。出せる範囲が、本は買ったので、引用した場所のコピーは出せるということですか。

山田企画官 そこは、先生方に見ていただくことは、もちろん可能なんですけれども。

見上委員 食品安全委員会はオープンの場合ですから。

山田企画官 ですから、その出し方を、どこまでほかに出せるか、公開の範囲を調整させていただければと思います。

見上委員 何か、よく分からないですね。

小泉委員長 委員とか、ワーキンググループの方々には生データとか、そういうものはできるだけ出していただきたいということです。

どうぞ。

長尾委員 要するにマーケティングの調査だと思うんですけれども、その信憑性はだれがどういうふうに保証しているんですか。

山田企画官 データの信憑性という意味では、実際にデータの積み上げ方法として、製造会社からこういうふうに聞き取りをしていますというふうに言っておられます。

先ほどの某メーカーもそういう聞き取りを受けていることを言っておられましたので、ある程度うそは言われていないというか、聞き取られたという事実は確かかなと思ひまして、聞き取って積み上げたということに、一定の信頼性があるんじゃないかと我が社は判断いたしております。

長尾委員 ただし、検証しようがないですね。

山田企画官 もともとの会社のデータがどういう形で積み上げているのか、その中身には入れないのは事実でございます。

小泉委員長 ほかにございませんか。

我々は、科学的な事実に基づいてやりますので、データがないと非常にやりにくいのです。ですから、そのデータが信頼性があるかどうか、先ほど長尾さんが言ったように、そういうことも含めて科学的評価をしなければならないので、やはり消費者庁が信じられるからといっても、我々はもう一度、文献でも何でも見直しているわけですね。やはりデータは出していただかないと、評価しにくいと思います。

ほかの委員の方々、よろしいですか。

ちょっと私の方から申し上げたいことがあるのですが、出し方の問題なのですが、これは追加資料なのか、それとも、もう一度プロファイルを作り直して出しましたということなのでしょうか。もし、新たに出したというのであれば、今までの過去のプロファイルは捨てるということですか。

山田企画官 この資料の扱いなんでもございますけれども、新たに出したということではなくて、今回の情報を新たに追加させていただいたというふうにお考えいただければと思います。

小泉委員長 そうしますと、これが新たに出てきますと、一から挿入してありますね。そうすると、リスクプロファイルが新たになったような感覚で一から見直さないといけないようなことになるのです。

実際は、ほかの専門調査会でも追加資料として別に出されるわけです。

ここにも追加情報と書いてありますので、やはり追加資料として出していただければと思います。過去のプロファイルについて、リスク評価がほとんど終わりかけていますので、その追加部分についてリスク評価を追加して行うというのが本筋だと思います。こういうふうに新たなリスクプロファイルを出されると、過去のリスクプロファイルはどういう処理をしたらいいのかと迷ってしまいます。今後は追加資料として提出していただいた方が、我々科学的評価をする立場としてはやりやすいと思います。

山田企画官 今の御指摘を踏まえまして、出し方も含めて事務局さんと相談させていただいて、正確に伝わるようにさせていただきたいと思います。どうも申し訳ございません。

小泉委員長 お願いします。ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 それでは、ただ今、消費者庁から御説明いただきましたとおり、諮問に当たり提出された資料に新たな情報を追加して修正がなされましたので、これは、修正というよりは、追加情報について、「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」に伝えまして審議させるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 それでは、そのようにすることといたします。野村課長は、来られていませんね。

山田企画官 申し訳ございません。

小泉委員長 間に合わなかったようですね。では、山田企画官、どうもありがとうございました。ほかに議事はございますか。

西村総務課長 ほかにございません。

小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合は、3月11日(木曜日)14時から開催を予定しております。

また、明日3月5日(金曜日)9時30分から「微生物・ウイルス専門調査会」が公開で、来週3月9日(火曜日)10時から「化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループ」が公開で、3月10日(水曜日)10時から「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」が公開で、同日14時から、「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

また、今月23日(火曜日)14時からですが、千代田区の星陵会館で、WHO国際がん研究機構、「IARC」と申しますが、そのピンセント・ジェームス・コグリアーノ博士をお招きいたしまして、廣瀬さんも加わっていただきまして、「WHO国際がん研究機構における化学物質の評価の最新情報に関する食品安全委員会主催のセミナーを開催いたします。

参加の申込方法など、詳細につきましては、食品安全委員会のホームページに掲載しておりますほか、本会場の隣の展示コーナーにも御用意しておりますので、御覧いただければと思います。

それでは、以上をもちまして、第322回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。